

被保険者の皆様へ

## 健康保険証の更新のお知らせ

この度、当健康保険組合は令和3年8月30日に移転いたしました。

移転に伴い、保険証の保険者所在地および電話番号の表示に変更が生じておりますので、令和3年8月29日以前に交付の保険証につきまして、令和4年2月1日付で保険証の更新をいたします。

更新にあたり被扶養者の方の現況について、ご確認をお願いします。被扶養者でない方が認定されたままの場合は、別途削除の届出が必要となりますので『被扶養者異動届』に保険証（カード）を添付して早急にご提出下さい。

### 【被扶養者として認定できない方】

- ・ 就職した方
  - ・ 結婚や別居等により扶養されなくなった方
  - ・ 死亡した方
  - ・ 総収入が一定額を超える方・・・60歳未満 年間収入 130万円以上  
月額約 108,330円以上  
60歳以上 年間収入 180万円以上  
月額 150,000円以上
- 学生の方でも総収入が上記の一定額を超える場合は被扶養者として認定できませんので収入額をご確認ください
- ・ 収入が被保険者の収入の1/2以上の方

新しい保険証は、令和4年1月末頃に事業所宛にご送付いたしますので、お手元の保険証を事業所担当者の方へご返却のうえ、新しい保険証をお受け取りください。